

令和8年度からスタート!

# 太陽光発電×EV充電器で

お得に

## 資産価値を向上させてみませんか?

# 太陽光発電設備等設置費 補助金のご案内

(愛称: たいせつ補助金)

～共同住宅編～

ここが  
メリット

1

補助金で  
初期費用を  
大幅カット!



2

災害等で停電に  
なった時の  
備えに!



3

維持管理の  
負担減、  
資産価値の向上に!



**対象** 川崎市に所在する共同住宅の管理組合・オーナー等

**条件** 「共同住宅向けEV用充電インフラ補助金」<sup>※1</sup>の同時申請が必要です



項目	補助単価(補助割合)	補助限度額
太陽光発電設備 <sup>※2</sup> 	FIT適用しない <b>7</b> 万円/kW (設置費用の1/2)	<b>なし</b>
蓄電池 <sup>※3</sup> 	<b>10</b> 万円/kWh (設置費用の1/2)	<b>70</b> 万円/件

項目	補助率
EV用充電インフラ補助金 ・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド ・充電用コンセント 	たいせつ補助金と同時申請で市の補助率UP <b>3/4</b> → <b>4/4</b>

※1 川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 ※2 出力が2kW以上50kW未満の設備が対象 ※3 新たに設置するFITを適用しない太陽光発電設備と連系するもの

申請受付期間

令和8  
(2026)

**4/24(金)**

令和8  
(2026)

**12/28(月)**

予算状況で早期終了の可能性あり



詳しくは裏面へ→



太陽光発電設備や蓄電池の設置費用を補助する本制度が、今年度から共同住宅の管理組合・オーナー等の皆様にもご活用いただけるようになりました。EV充電器とセットで設置することで、費用をグッと抑えることができます。この機会をぜひ、資産価値の向上等にお役立てください！

※川崎市は2050年の脱炭素社会の実現に向け、市域の再生可能エネルギー普及とエネルギーの地産地消の促進を目指しています

## 申請の流れ

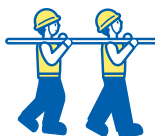


申請は **管理組合・オーナー等** または **委任を受けた事業者** でも OK



※提出いただいた書類の内容に応じて、審査に時間がかかる場合があります  
 ※申請者(手続受任者)と市の書類のやりとりは、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)により行います(請求書の提出を除く)  
 ※申請の詳細や要件等については、市HPに掲載している「申請の手引き~共同住宅編~」をご覧ください

## 太陽光発電設備の設置には 登録事業者をご利用ください



「太陽光発電設備普及事業者登録制度」では、太陽光発電に関して川崎市の要件を満たした事業者を登録しています。太陽光発電設備の設置について市の補助金を活用するには、この登録事業者によって設置された設備である必要があります。登録事業者の詳細は右記二次元コードからポータルサイト「かわさき太陽光広場」をご覧ください。

### 予算の執行状況をチェック 「かわさき太陽光広場」



補助金の予算執行状況や、太陽光発電設備普及事業者の情報などを公開しています。



## 問い合わせ先

### 太陽光発電設備等設置費補助金について

川崎市環境局脱炭素戦略推進室  
「たいせつ補助金」担当

TEL 044-200-2178(平日9:00~11:45/13:00~16:45)  
MAIL 30taisetsu@city.kawasaki.jp(上記時間以外)



市HP

### 共同住宅向けEV用充電インフラ補助金について

川崎市環境局環境対策部  
地域環境共創課

TEL 044-200-2530  
MAIL 30kyoso@city.kawasaki.jp



市HP